



2022年1月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ー ブ ッ ク
イ ニ シ ア テ ィ ブ ジ ャ パ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 将 峰
(コード番号：3658 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 最 高 財 務 責 任 者 阿 部 逸 人
(TEL. 03-3518-9544)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2021年12月14日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2021年12月14日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2022年1月13日から2022年2月1日までの間、整理銘柄に指定された後、2022年2月2日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

2021年12月14日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式について、814,533株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
5,728,393株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
5,728,400株
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
7株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
28株
- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
本株式併合により、株主の皆様（但し、LINE Digital Frontier 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」といいます。）を除きます。）の所有する当社株式

の数、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2022年2月3日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である4,750円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へに交付されることとなるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は28株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及びヤフーのみとなり、また本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者及びヤフーのみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条（基準日）を変更するものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2022年6月に開催を予定している定時株主総会開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取扱う予定です。
- ④ 上記のほか、定款第30条（監査役及び監査役会の設置）及び定款第42条（会計監査人の設置）につき、条文の整備のため所要の変更を行います。

当該定款の一部変更の内容については、2021年12月14日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2022年2月4日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

① 臨時株主総会開催日	2022年1月13日（木）
② 整理銘柄指定日	2022年1月13日（木）
③ 当社株式の最終売買日	2022年2月1日（火）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2022年2月2日（水）（予定）
⑤ 株式併合の効力発生日	2022年2月4日（金）（予定）

以上